別表六(二十四)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉛」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉘」）」に改め、同表を別表六(二十五)とする。

別表六(二十二)の表中「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉚」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉗」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉙」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉖」）」に改め、同表の記載要領第１号中「（第４号において「令和３年旧震災特例法」という。）第17条の２第２項若しくは第３項」を「第17条の２第３項」に、「第17条の２の２第２項若しくは第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第２項若しくは第３項」を「第17条の２の２第３項（企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の２の３第３項」に改め、同様四号中「平成31年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得又は製作若しくは建設をした令和３年旧震災特例法第17条の２第４項第１号ハ及びヘに掲げる減価償却資産、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの間に取得又は建設をした同号チに掲げる減価償却資産並びに」を削り、同様五号中「別表六(六)「７」」を「別表六(六)「８」」に改め、同表を別表六(二十四)とする。

別表六(二十一)の表中「特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「３」、「７」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）」を「特定税額控除規定の適用可否（別表六(七)「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉖」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉓」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉗」）」を「調整前法人税額（別表六(六)「８の㉔」）」に、「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「７の㉘」）」を「調整前法人税額超過構成額（別表六(六)「８の㉕」）」に改め、同表を別表六(二十一)とする。

別表六(二十一)の次に次の一表を加える。